



大 監 発 第 3 0 号

令 和 3 年 2 月 1 8 日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 和地 仁美

令和2年度財政援助団体等監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 財政援助団体 社会福祉法人 友遊会
所管部署 福祉部 障害福祉課
- 3 監査の範囲 平成31年度に交付した補助金等に係る出納及び事務の執行状況
- 4 監査の期間 令和2年9月30日（水）から令和3年1月25日（月）
- 5 監査の方法 補助金が補助目的に従って使用され、十分な効果を上げているか、関係書類を試査、精査するとともに、団体責任者等へ説明聴取を実施する。

また、補助金交付に関する事務について、交付手続き等が適正に行われているか、関係書類を試査、精査するとともに、関係職員へ説明聴取を実施する。

6 監査の着眼点

所管部署

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 財政援助団体等への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体等

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- (5) 出納関係帳票の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。
- (8) 精算に伴う返還金の返還時期は適正か。

7 財政援助団体等の概要

(1) 職員等の内訳

社会福祉法人 友遊会

理事長1名、理事6名、監事2名

事務局長1名、部長3名、常勤職員183名、臨時職員58名

(2) 事業概要

① 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

② 第二種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業の経営

(ヘ) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の経営

(ト) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業の経営

(チ) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの経営

③ 公益事業

社会福祉法人 友遊会 定款 第39条第1項に掲げる事業

8 補助金等の概要 (平成31年度確定額)

(1) 障害福祉課所管分 (東大和市総合福祉センターは～とふる運営費等補助金)

① 【運営費A】 日中活動利用者送迎経費 29,500,000円

② 【運営費B】 看護職員配置経費 879,000円

③ 【運営費C】 市が規定する事業の管理運営に係る経費 8,300,000円

9 監査結果

財政援助団体等の監査を実施した結果、補助金等に係る出納及び事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務の執行等について、以下に意見として要望する。

〈障害福祉課〉

1 補助事業の検査について

平成31年度東大和市総合福祉センターは～とふる運営費等補助金交付要綱第22条において、「市長は、法人に対して随時、補助事業の実施状況を検査し、又は必要な書類の提出を求めることができる」とあるが、開所から4年が経つこれまでの間に書類の提出を求めた実績はないとのことであった。その理由については障害福祉課において定期的に事務連絡会議を開催して事業の運営状況の把握を行っており、さらに年度末には事業報告書に基づく検査を行い、補助金の適正な執行を検証しているためとのことであった。しかし、市が外部の団体に補助金を支出し、その団体の活動を通して行政目的を達成しようとするとき、その補助金の支出が、その目的に沿って効果をあげているかどうかを検証するには、年に1回の恒例的な検証ではなく、適宜、書類の提出を求め確認することが、「検証」であるという点とともに、緊張感を持った関係性の維持のためにも必要である。

当該施設は、前述のとおり開所から4年余りが経過しており、業務の流れが定着化するとともに、事務連絡会議が定型化、形骸化することも考えられる。より適正な補助金の執行状況を把握するためにもいつも新鮮な視点を持って、は～とふる運営費等補助金交付要綱第22条の主旨に鑑み、その活用を図ることの検討を要望する。

〈友遊会〉

1 O A機器のセキュリティ管理について

友遊会で使用しているO A機器は、すべてウイルス対策ソフトを導入しており、また、U S Bなどの磁気媒体は使用を禁止しているなど個人情報に詐取されないように様々な対策を講じているとのことであった。しかし、こうした対策や予防を講じても、不正プログラムの侵入により情報漏洩や金銭的被害に遭う事例が後を絶たず報道されている。そこで、総合的なセキュリティソフトを導入し、常に最新の状態にする、個人用パソコンや磁気媒体等を通して外部からデータを持ち込まないなど、基本的な対策を再度見直し、徹底されるよう要望する。

2 就労継続支援A型及び就労継続支援B型について

(1) 就労継続支援A型

市内において新たに就労継続支援A型の事業所が開設したことは、その特徴が事業所と雇用契約を結ぶることなどから、障がい・難病により一般企業への就職が難しい人にとっても、また、そのご家族にとっても、心強い制度である。しかし、ここから就労移行訓練を経て一般企業への就職ができるように支援するためには、利用者の障害特性やニーズに

合わせた支援を心がけるなど、事業所の地道なサポートが必要となる。今後も、障害者福祉を推進するための施設として、市と緊密な連携を図り、地域福祉の拠点としての役割を担えるよう要望する。

(2) 就労継続支援B型

喫茶室については、地域の皆様に親しんで利用いただける施設になっており、また、パン工房、製菓工房は市の産業振興課とも連携するなど、少しずつ発展、広がりを実現していることがわかった。一方で、クリーニングについては、開所当初、その設備と事業は友遊会の事業経験を活かした取組みとしてのメリットとしていたと記憶しているが、十分に活用できているとは言えない状況である。現在のコロナ禍で新たな契約先を開拓することは困難かもしれないが、利用者の適正や希望により応えるためにも、設備の十分な活用に向けた取組みを検討されることを要望する。